

令和4年12月21日現在

学長室規則第5条に基づき、特定事項を処理するため学長室にプロジェクトチームを以下のとおり設置する。

**(1) 県内出身入学者及び県内就職者増加プロジェクトチーム**

特定事項 県内出身の入学者及び県内企業への就職者の増加に関すること

**(2) 外国語教育プロジェクトチーム**

特定事項 共通教育及び専門教育を通じた本学の外国語教育強化に関すること

**(3) 未来戦略プロジェクトチーム**

特定事項 本学における未来戦略に関すること

**(4) 大学教育魅力化プロジェクトチーム**

特定事項 大学教育の魅力化に関すること

**(5) 自然科学研究科（博士後期課程）入学生増加プロジェクトチーム**

特定事項 自然科学研究科（博士後期課程）入学生増加に関すること

**(6) 大学経営改革プロジェクトチーム**

特定事項 大学経営改革に関すること